

兵庫県の民権家・法貴発について

石川芳己

一、はじめに

明治二十三年（一八九〇）十二月二十三日、ひとりの自由民権家が代議士に当選しながら一度も登院することなく死んだ。丹波篠山の法貴発^{ほつきはつ}である。

法貴については、兵庫県における有数の民権家でありながら、これまで伝記類や本格的な研究はみられない。

しかし近年、「自由民権百年」を契機として全国各地で自由民権運動家の掘り起こしがみられるようになり、法貴もようやく脚光を浴びてきたようである。

法貴についてのまとまった研究としては、長倉保⁽¹⁾、草山巖⁽²⁾、後藤靖⁽³⁾各氏のものがあり、遺稿集として、堅田精司編『法貴発草稿集』がある。

小論では、これまでの史料に新資料を加味して法貴の経歴の概要を明らかにし、彼の著作活動と民権運動史上における位置について簡単にみてみたい。

法貴の生涯は大きく次の各期に分けられる。

①修業時代 弘化三年（一八四六）～明治五年（一八七二）。出生から大蔵省出仕まで。

② 役人時代 明治五年（一八七二）～明治十二年（一八七九）。

③ 民権家としての活動期から死まで。明治十二年（一八七九）～明治二十三年（一八九〇）。

二、修業時代

法貴発は弘化三年八月九日、篠山藩の足輕法貴新治の二男として生まれる。新治は町組で三石五斗二口。⁽⁴⁾ 兄隆藏（僚藏か）、妹桂、弟貞吉郎がある。幼時から学問を好み気骨機才があつて言論を好んだ。数え年で八歳になると当時の篠山藩士の子弟は必ず藩校に入り、十五歳の元服まで在学する義務があつた。法貴も藩校振徳堂で駒沢撫松や渡辺弗措に学び、十六歳のとき京都に出て塩谷芳野等の門に入る。十九歳で昌平校に入り、さらに伊勢津藩の土井警牙、佐賀の武富圀南について学んだ。

征長の役には藩主に従つておもむく。

戊辰戦争の時には志士とともに国事に奔走したといふ。⁽⁵⁾

二十三歳のとき、佐賀など九州各地（柳川・久留米・熊本）を遊歴する。佐賀の武富圀南塾では、中井桜州山人、久米邦武らと知る。翌年、鹿兒島の兵学校に入った。

廃藩後、丹波篠山に帰つて兵制の革新をはかつたという。一時、藩命により、藩校振徳堂の三等教授に任ぜられたが、一カ月たたないうちに辞職している。⁽⁶⁾

明治五年（一八七二）、上京して大蔵省に出仕する。

三 役人時代

法貴の官歴は次のとおりである。⁽⁷⁾

明治五年四月十二日 大蔵省租税寮十五等出仕

〃 六年三月二十七日 大蔵省租税寮少属

〃 七年一月三十一日 静岡県中属

〃 八年三月十五日 福岡県十等出仕

〃 八年四月二十八日 福岡県中属

〃 八年十一月十日 福岡県権大属

〃 十年四月二十五日 福岡県一等属

〃 十年八月一日 福岡県一等属五課長

〃 十二年五月十二日 福岡県一等属を依願免官

福岡県五課長とは学務課長の職務をいう。⁽⁸⁾

官僚としての法貴は若くして左院に建白を行うなどの才能ぶりを發揮している。⁽⁹⁾しかし、この建白のため
あろう、福岡県に転任する。

当時の福岡県令は渡辺清である。渡辺は、法貴が大蔵省在職時に大蔵大丞をつとめていた。

福岡県庁在職中には、明治九年に秋月の乱、同十年に西南戦争と難問が山積したが、法貴はそれぞれに、県令
代理、臨時裁判予備係としてこれが鎮圧にあたった。

また、明治十年の福岡県騒擾の時にも二等属として功績があった。

このように法貴は、地方官僚として能吏でありかつまた将来を囑望されていたと思われる。しかし肺患のため

に辞官。おそらく官僚としての激務が過労を重ねる形で体をこわしたのであろう。彼にとって肺患は宿痾となり、ついにはこれがために失命するのである。辞官した明治十二年の福岡県職員録（三月二十五日改）によれば、法貴は、県令渡辺清、少書記官森醇についてナンバー3の実力ある地位にまで累進している。この時三十一歳の若さである。やむなく帰郷した法貴は健康回復にとめながら子弟の教育にあたった。

七年間の役人生活で培養した行政官としての実務能力と現実政治に対する批判力は相当なものであったと考えられる。これは、のちの森岡昌純兵庫県令罷免要求書や明治十二年の『官令類編』の著述からみていえることである。

四 民権家として

法貴が民権運動とかかわりをもつのは、明治十二年三月愛国社第二回大会（大阪）に丹後宮津の天橋義塾の代表として参加したことからである。¹⁰¹ 法貴と天橋義塾との関係は明らかでない。しかし、法貴が辞官したのは同年五月であるから、福岡県庁の高官が福岡から上阪したとは考えられない。すなわち法貴は同年三月以前に帰郷して療養に専念していたと思われる。

法貴が民権運動に積極的に参加する契機は、同年八月の尊宝寺演説禁止事件である。篠山町の同寺でおこなった法貴の演説に対して森岡兵庫県令が「自今管内ニ於テ演説令禁止候事」と達したことへの抗議行動である。再三の県令への抗議を無視された法貴は各新聞社に投書する。その後、法貴は森岡県令の失政を批判しているが、明治十四年〜十六年ころ、当時の内務卿山田顕義に対して森岡を罷免する請求書がある。ここでは八項目にわたる具体例をあげて県令を罷免するように迫っている。¹⁰²

明治十三年四月十七日の「国会を開設するの許可を上願する書」に法貴の名がみえる。¹⁰²

「兵庫県丹波国多紀郡 立町尊宝寺自治社三十名総代 同国同郡山内町四十一番地士族 法貴 発」

この自治社が同年一月に結成されたばかりの地方政社である。のち、自治社は明治十五年二月に自治党へと発展し、本格的な民権派の政治結社としての活動を展開することになる。

自治党はその趣意書に次のようにその目的を述べている。¹⁰³

「人民ノ自由ヲ保護スル所ノ制度ノ一ハ地方自治是レナリ而シテ各人一個ノ自由ノ保護スルノ制度ハ自治ノ制無クンバ行ハレズ又自治ノ制ハ各人一個自由ノ保護堅固ナラザレバ立ツ事ナシ」

つづいて、五千字以上に及び西欧の自治制度について述べ、就中英国の地方自治権を強張して、わが国の地方自治の確立をめざしている。

自治党の組織については詳細は不明だが、党則によれば党事務局として自治舎をおき、自治舎総理が会議を召集した。加入は自由であり、盟約書に記名捺印すればよい。¹⁰⁴ 明治十四年当時の党員数は約二百名程度で、皆相応の財産ある者であった。¹⁰⁵ このことは、法貴の民権家としての立場と地方政社自治党の階級的基盤を示唆する。また、法貴は、自学舎なる塾をひらいて憲法研究を続け、来たるべき憲法制定にそなえたが、私擬憲法草案は発見されていない。

自由党では片岡健吉らと行動をとともにした。片岡は丹波遊説の節には法貴宅へ一泊している。¹⁰⁶

また、板垣退助や大井憲太郎らの自由党幹部ともつながりをもった。近畿自由党や関西倶楽部にも関係しており、大阪にたびたび赴いている。

国会開設まえの地方民権家の政治舞台は地方議会であった。法貴も、明治十三年十一月から同十五年五月までと明治二十一年一月一日から明治二十一年九月までの二回にわたり通算二年四ヵ月間、多紀郡選出の兵庫県會議員となっている。

明治十四年二月の臨時県会では備荒儲蓄規則が審議されたが、自由党の法貴は徴収・管守・支出の権を人民に掌握するように修正動議を出した。この法貴の動議をめぐって議論が二日間にわたって活発におこなわれたが、民権派に対する反発が強く結局法貴の修正動議は出席議員わずか七名の賛成のみで否決された。六月に開かれた郡部会では、法貴は郡警察費の大削減案を提出したが、否決された。

明治十六・十七年は全国的には自由民権運動が激化、分裂してゆくが、法貴は片岡健吉とともに十七年六月に関西自由党の挽回を策した。しかし、同年十月、ついに自由党は解党した。法貴はこのとき解党に反対したが板垣に説得されて同意した。

その後、三大事件建白運動がおこる。

法貴も病をおして精力的に建白活動をおこなった。その足跡は「元老院行日記」に詳しい。しかし、保安条例によって帝都を追放され帰郷した法貴は翌二十一年一月県議となった。

明治二十二年二月に大日本帝国憲法が發布せられ、衆議院議員選挙法が公布されるや法貴は代議士当選をめざして選挙準備にとりかかる。

法貴の選挙区の兵庫三区（氷上郡・多紀郡）では総選挙に備えて次のような地方政社が組織された。

水上郡改進黨(愛国同志会) 明治二十一年十月。

益友会(自治協会) 明治二十二年十一月。

水上自由俱樂部(水上愛国自由俱樂部) 明治二十三年四月。

法貴は明治二十三年四月にはすでにいわゆる手紙戦術によって有権者に投票を依頼し、票読み体制に入っている。立候補者は法貴(自由党)、田艇吉(益友会)、園田多祐(保守中正派)、飯田三郎(改進黨)、山川善太郎(自由党)の五名。同年七月一日投票、法貴が当選した。

当選後の法貴の周辺はあわたたしくなる。七月から九月にかけて自由党神戸懇親会、庚寅倶楽部大会、立憲自由党結成式等への呼びかけや案内が殺到する。

しかし、法貴はこれらに応じて行動することができなかった。またしても病に倒れたのである。

五 その死

宿痾をかえりみず選挙戦でかなりの無理をしたのであろう。病状はおもわしくなく十一月二十五日召集の第一回議院に登院できる状態ではなかった。板垣は「死を賭して上京せよ」と再三電報を打った。ついに、明治二十三年十二月二十三日午後四時、篠山町山内町四十二番地の自宅で死去した。享年四十七歳。篠山法昌寺の墓銘には、「民権首唱者衆議院議員法貴発墓」とある。

翌年一月十日、衆議院議長中島信行から追悼電報が発せられた。同月十五日の補選では柏原の田艇吉が当選した。法貴家は印南郡大塩村八木六郎が入って嗣いだ。

六 著作活動

法貴の論稿は『草稿集』に収録されているが、刊本としては次のものが現存している。

①『教院議院英史沿革表論』明治六年。東京書肆。

大蔵省租税寮在職中に出版。十一世紀から十九世紀の英国史を王家・議會・教会に整理。国会図書館蔵。

②『官令類編』明治十二年七月。国会図書館蔵。

福岡県庁在職時に出版。官吏のための法規集。

③『国安論』明明治十三年六月。篠山町立本郷図書館蔵。

④『日本外史弁妄』明治二十年六月。国会図書館蔵。

頼山陽の『日本外史』を批判したもの。

このほかに、『政論提要』があるといわれているが、未見である。

七 おわりに

法貴には大衆的基盤が欠けていたとする見方がある。明

士族民権家あるいは士族インテリゲンチヤとしてとらえる見方もある。しかし、法貴は丹波の地域に根ざした地道な地方政治の実践家であり、理論的指導者であった。

地方に埋没することなく、たえず中央との連携をとり自由党と行動をとるに地方自治の確立のために奮闘したのである。念願の国会への切符を手にしただけにその死が惜しまれてならない。

法貴の民権家としての足跡は、まさに兵庫県における自由民権の歴史でもある。自由民権運動最大の政治目標だった国会の開設とともに世を去った、いわば、民権とともに生き民権とともに没した、それが法貴発である。

参考文献（法貴の著作は除く）

- 『法貴発草稿集』堅田精司編、昭和三十九年。
『兵庫県警察史（明治大正編）』兵庫県警察本部編、昭和四十七年。
『丹波人物史』松井拳堂、昭和三十五年。
『兵庫県人物辞典（下）』のじぎく文庫、昭和四十三年。
『兵庫県百年史』兵庫県、昭和四十二年。
『兵庫県の歴史』山川出版社、昭和四十六年。
『故郷燃える④明治篇』神戸新聞社、昭和四十六年。
『自由党史』板垣退助編、岩波文庫、昭和四十二年。
『兵庫県会史』明治三十七年。
『水上郡政界物語』丹波新聞社、昭和四十六年。
『天皇制形成期の民衆闘争』後藤靖、青木書店、昭和五十五年。
『現代兵庫人物史』田住豊四郎、明治四十四年。
『丹波水上郡志』丹波史談会、昭和二年。

註

- (1) 長倉保「明治十四年前後における地方自治と民権運動―初期兵庫県会を中心に」『兵庫史学』二〇・二二号。
(2) 『兵庫県警察史（明治大正編）』兵庫県警察本部編、昭和四十七年。
(3) 後藤靖「自由民権運動と警察活動―丹波篠山地方を中心に」『天皇制形成期の民衆闘争』（青木書店、昭和五十五年）所収。

- (4) 『篠山藩明細録』(明治初年か) 篠山町立本郷図書館蔵。
- (5) 『法貴発小伝』『法貴発草稿集』所収、一五五頁。
- (6) 『青山公に呈する書』『法貴発草稿集』所収、五九頁。
- (7) 『壬申五月改官員全書』『明治六年大藏省官員録』『建白書(一)明治七年』『福岡県職員録』『明治十二年府県判任官進退録』による。いずれも国立公文書館所蔵。
- (8) 『福岡県警察史(明治大正編)』昭和五十三年、四四三頁。
- (9) 明治七年一月三十一日、静岡県中属の法貴発(二十七歳五ヵ月)は「官職上ノ権限ヲ立テンコトヲ請フノ議」なる建白書を左院に提出(国立公文書館所蔵)。
- (10) 板垣『自由党史』(岩波文庫、上)二六三頁。
- (11) 『法貴発草稿集』五四頁。
- (12) 板垣『自由党史』(岩波文庫、上)三〇〇頁。
- (13) 『法貴発草稿集』三〇頁。
- (14) 同上書三八頁。
- (15) 同上書五三頁。
- (16) 『片岡健吉日記』高知市民図書館刊、七七頁。
- (17) 『兵庫県会史』一一四頁。
- (18) 前掲、長倉論文。
- (19) 板垣『自由党史』(岩波文庫、下)七五頁。
- (20) 『法貴発草稿集』所収、七六頁。
- (21) 飯田三郎が中心人物。
- (22) 水上郡長を長くつとめた田艇吉が中心人物。
- (23) 植木致一らが中心となって組織。
- (24) 『官報』第三二五八号、明治二十四年一月十二日。

- (25) 法貴六郎。のち陸軍軍医監、大阪・京都各衛戍病院院長等を歴任。
- (26) 『法貴発草稿集』に原稿がある。四二頁以下。
- (27) 「兵庫県の自由民権運動とその時代」『兵庫県の歴史』十三所収、四七頁。
(初出『歴史手帖』昭和五十九年八月号)